

## 法人ビジネスの展開

このコピーはダミーです。近年では外国人の増加が著しい。言葉が通じないことによるトラブルも多発している。国の技能検定、基礎2級相当に合格する等、所定の要件を満たした場合には、雇用関係の下でさらに2年間滞在することが可能となる。

■この見出しはダミーです。この見出しはダミーです。

このコピーはダミーです。このコピーはダミーです。1960年代後半に、海外進出した日本企業が現地法人から現地社員を招へいし、技術や知識を習得した現地社員が、帰国後、その技術を母国（開発途上国）で発揮させたことから、国際貢献と国際協力の一環として昭和56年（1981）に在留資格が創設された。

外国人研修制度の推進団体である財団法人国際研修協力機構（JITCO）は、研修生・技能実習

生の受入れを行おうとする、あるいは行っている民間団体・企業等や諸外国の送出し機関・派遣企業に対し、総合的な支援・援助や適正実施の助言・指導を行っている。また、研修生・技能実習生に対し、その悩みや相談に応えるとともに入管法令・労働法令等の法的権利を保障し、研修・技能実習の成果向上、研修生・技能実習生の受入れ機関と送出し機関等を支援している。

平成5年（1993）には、「学ぶ活動」である研修に加えて、「労働者として」実践的な技能・技術を修得するための技能実習

制度が導入された。平成22年（2010）7月1日に出入国管理及び難民認定法が改正され、生産活動などの実務が伴う技能習得活動は技能実習制度に一本化された。

ただし、在留資格としての「研修」は廃止されず、座学など実務が伴わない形での技能習得のみが認められる資格として存続する。

理念と基本枠組み「外国人研修生」は、民営または国公営の送出し機関から送迎されて来日し、日本側の受入れ機関において研修する。研修生の滞在期間



は、基本的には1年以内である。開発途上国への技術移転を確実にするため研修計画が作成され、研修生はこれにそって研修する。

その後、国の技能検定基礎2級相当に合格する等、所定の要件を満たした場合には、同一機関（会社）で実践的な技術習得のために雇用関係の下で更に2年間滞在することが可能となる。

これを技能実習といい、研修・技能実習と合わせると最長3年間の滞在期間となる。受入れ方式は大きく二種類に分かれ、事業協同組合や商工会議所等がそのメンバーである企業等と協力して行う研修生を受入れる形態を「団体監理型」といい、受入れ機関の合弁企業・現地法人・一定の取引先企業等から企業単独で受入れる形態を「企業単独型」という。

■この見出しはダミーです。この見出しはダミーです。

このコピーはダミーです。このコピーはダミーです。このコピーはダミーです。近年では研修生の急増に比例するように人権侵害や事件が多発している。

典型的な事例は、パスポート取上げ、強制貯金、研修生の時

間外労働、権利主張に対する強制帰国、非実務研修の未実施、保証金・違約金による身柄拘束、強制帰国を脅し文句に使用して性行為を迫るような性暴力などで、平成16年（2006）にはトヨタ自動車の下請け企業23社での最低賃金法違反、また岐阜県内の複数の縫製工場では時給300円で残業させていたことなどが報道された。ただし、来日前の契約では研修生本人たちが進んでこの金額での労働に同意していた事実も数多く存在する。

また、制度の趣旨と実態の乖

離も指摘されている。いわゆる3K職種など日本人労働者を確保できなかったり、中国などの外国製品との価格競争にさらされている中小企業が、本来の目的である国際貢献ではなく、低賃金の労働力確保のために本制度を利用するケースが目立ち、研修生の中にも技能修得ではなく「出稼ぎ」として来日する者がいる。

このほか、平成9年（1997）、技能実習期間を1年から2年に延長するときの国会論議を契機にKSD中小企業経営者福祉事業

